

# 自由民主党国土強靱化総合調査会レポート NO.35

自由民主党国土強靱化総合調査会（会長：二階 俊博衆議院議員）の第三十五回会合が下記の通り開催されましたのでご報告致します。

1. 日時 平成24年6月19日（火）8:00～9:00
2. 場所 党本部707号室
3. 参加者 二階俊博会長、武部勤会長代理、林幹雄筆頭副会長、中谷元副会長、佐藤信秋副会長、鶴保庸介副会長、福井照事務総長、谷公一幹事、泉信也参与、河村建夫、北村茂男、北村誠吾、小泉龍司、高村正彦、佐田玄一郎、土屋正忠、鴻池祥肇、伊達忠一、長谷川岳、山本順三（順不同）

代理参加 古賀誠顧問、町村信孝顧問、山東昭子顧問、金田勝年副会長、宮腰光寛副会長、脇雅史副会長、西村康稔常任幹事、今津寛常任幹事、赤澤亮正幹事、橘慶一郎幹事、井上信治、伊東良孝、石田真敏、木村太郎、城内実、近藤三津枝、菅義偉、棚橋泰文、中村喜四郎、平沢勝栄、古川禎久、古屋圭司、村田吉隆、石井浩郎、磯崎仁彦、岩井茂樹、岩城光英、衛藤晟一、金子原二郎、熊谷大、佐藤ゆかり、関口昌一、谷川秀善、塚田一郎、中村博彦、野上浩太郎、古川俊治、松村祥史、松村龍二、松山政司、三原じゅん子、山崎正昭、山谷えり子（順不同）

4. 議題 「建築分野における国土強靱化の方向性」  
（講師） 社団法人日本建設業連合会副会長 山内 隆司 氏  
（大成建設株式会社代表取締役社長）  
" " 専務理事 大久保 和夫 氏

## 5. 講演要旨

- ① 昨年のニュージーランドの大地震において多くの日本人留学生が犠牲になった建物は、耐震性能が無いと判断されたまま放置されていた。日本でも1981年の新耐震基準前に建築された建物が全体の約1/3あり、病院などの公共施設を含め、相当の建物において耐震対策が終わっていない。強靱化という視点から、特に災害時の対策拠点となる役所、警察署、消防署などの耐震対策を推進し、病院、学校を含め、施設を安心して利用できる環境の整備が必要。
- ② 行政機関、病院等の災害時に基地機能を果たす施設については、大規模な地震等を想定して、性能・機能を備えるべき。ホール・体育館等の支援機能を果たす施設については、本来の用途とは別の付加的機能を期待するものであり、その位置付けを地域や建物所有者のコンセンサスを得るための仕組みと、実現のためのインセンティブが必要。

- ③ また、大規模店舗や福祉施設等沢山の人が利用し災害時の人命保護に特に留意すべき施設については、建築基準法制度において、適法に建築されたものであれば、「既存不適格」として最新の基準への適合までは要求されないため、かなり大きな問題だと思っている。新耐震基準（1981年）前の建築物は、全体の約32.3%を占めており、既存建築物への対策がきわめて重要。
- ④ 住宅・小中学校の耐震化率は約8割だが、病院は56%しか進んでいない。オフィスビルについては、大手企業のビルでも全体の約25%が耐震性において問題がある。建築物の耐震診断、耐震改修を進めるためには、耐震性能表示が有効であると考えられており、耐震改修促進法の指針又は現行耐震基準への適合が確認された場合にその旨を表示する「耐震マーク制度」が平成20年から始まっている。
- ⑤ 東京都では耐震改修促進計画を改定し、平成27年度末までの耐震化の目標を、住宅や民間特定建築物については90%、防災上重要な公共建築物や緊急輸送道路沿道建築物については100%とし、耐震化を促進するため、マンションや緊急輸送道路沿道建築物への助成事業や、東京都耐震マーク表示制度のための準備を進めている。
- ⑥ 津波防災地域づくりに関する法律が昨年成立し、推進計画区域内における津波避難建築物の容積率規制の緩和が特例措置されている。全国では平成23年10月末現在で3,986棟の津波避難ビル等が指定されており、静岡県で1,031棟、神奈川県で429棟、徳島県で280棟、高知県で150棟の津波避難ビル等が指定されている。

## 6. 主な意見

- ・ 中古住宅を耐震化しても、固定資産税上は評価されるが、銀行では築年数のみで評価される。耐震化を促進するためにも、銀行や民間における評価を正当なものとし、もってインセンティブを付与すべきではないか。
- ・ 新耐震基準を満たしている建物は、論理的には震度7まで耐えられるのか。
- ・ 地下施設は新耐震基準により規制されているのか。特段考慮すべき要素はあるのか。また、建物を建てる時には基準に適合させるが、建築後の状況について法制度はカバーしていないのか。
- ・ 液状化対策をしていない地盤について、後から液状化対策を進めることはできるのか。また、東日本大震災では津波に対して高速道路へ避難した人は助かっており、盛り土は結構強いことが分かった。住民を救うために海岸沿いを盛り土にすることが有効ではないか。
- ・ 東北では被災者支援として、中小企業庁が財務省と調整し、個人の財産である住宅の再建費用にグループ補助金を投入している。個人の財産にいかに関税を投入するか、ご提

案を頂きたい。

- ・ 阪神大震災の時、倒壊した建物があり、一方、元気に建っている建物もあった。耐震対策を講じるよう個人に政府が言うわけにもいかなかった。阪神大震災から10数年経過し、今回は阪神大震災時と比較して、しっかり対策できたものは何か、勉強する必要がある。個人の財産について、潰れてからの対策はできるが、潰れる前の対策は非常に難しい。
- ・ 阪神大震災で火災が起きたが、道路空間に川や木があったところは延焼を免れた。都市計画での配慮が、地震などの災害に強い街にする上で重要。

※ご意見送付先

【事務局】自由民主党政務調査会

国土強靱化総合調査会 担当

TEL : 03-3581-6211

(内線5425)

FAX : 03-3581-6700

E-MAIL : kokudo-kyojinka@mail.jimin.jp

以上